

直方市住宅取得費補助金 申請のご案内

留意事項(必ずお読みください)

- (1) 本補助金事業の趣旨をご理解いただき、ご申請ください。なお、申請された場合は審査を行い、補助金の対象とならない場合がありますので、ご注意ください。
- (2) 補助対象者は、交付決定を受けた後、請求書の提出がないと補助金のお支払いができませんので、ご注意ください。
- (3) 市が実施する他の住宅補助制度や、国、県で実施する補助金の対象となった費用については、重複して補助金を申請することができません。

問い合わせ

直方市 産業建設部 都市計画課 住宅政策係

〒822-8501 直方市 殿町 7番1号

電話 0949-25-2050

対象者

次の1～3のいずれかに該当する方

1. 中古住宅を購入してお住まいの方
2. 住宅跡地を購入し、新築してお住まいの方
3. 中古住宅を購入後に解体し、新築してお住まいの方

対象者条件

以下①～⑪のすべての項目に該当すること

- ① 事前相談時に夫婦等（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）の年齢が合計80歳以下、又は中学生以下の子と同居していること
- ② 事前相談時において、対象住宅を申請者本人が所有し、申請者及びその者と同一世帯を構成する者が居住するとともに、住民票の異動が完了していること
- ③ 補助金の交付を受けてから5年以上継続して定住する意思を有していること
- ④ 申請時、本市において申請者及び申請者と同一世帯の方全員が市税（市県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税）を滞納していないこと
- ⑤ 申請者及びその者と同一世帯を構成する者が、直方市暴力団等追放推進条例（平成20年直方市条例第20号）第2条第2号の暴力団若しくは同条第4号の暴力団員又はこれらと密接な関係でないこと
- ⑥ 市内に他に住宅を所有していないこと
- ⑦ 相続又は贈与による住宅の取得でないこと
- ⑧ 売買成約物件及びその敷地の従前の所有者と3親等内の親族でないこと
- ⑨ 公共工事に伴う移転補償等による住宅の取得でないこと
- ⑩ 同一の建物において、国や県で実施する移住・定住の補助金及び市で実施している他の移住・定住の助成金や補助金を受けていない方、又は受ける予定がないこと
- ⑪ 過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと

対象住宅の条件

以下①～④のすべての項目に該当する住宅

- ① 事前申し込みから2年以内に購入した市内の中古住宅、又は市内の住宅跡地
- ② 中古住宅・住宅跡地の購入費、解体費、建築費等の合計が100万円以上であること
- ③ 建築から10年以上過ぎたもの（中古住宅を購入した場合のみ）
- ④ 平成12年（2000年）以降住宅があったことが確認できる土地（住宅跡地を購入し、新築した場合のみ）

補助率等

- ① 中古住宅を購入してお住まいの方、又は住宅跡地を購入し、新築してお住まいの方
100万円(直方市内での転居の場合50万円)
 - ② 中古住宅を購入後に解体し、新築してお住まいの方
150万円(直方市内での転居の場合100万円)
- ※ 直方市空き家バンクに登録された物件の場合 +5万円
市内業者*1による家屋解体の場合 +5万円

*1 市内業者とは…市内に事業所を有する個人事業主又は市内に本店若しくは支店を有する法人

提出書類

1. 中古住宅を購入してお住まいの方

- ① 直方市住宅取得費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号の1)
- ② 同意兼誓約書(様式第1号の2)
- ③ 居住する方全員の戸籍の附票の写し
(※ 最新の情報が確認できること)
- ④ 居住する方全員の住民票の写し
(※ 最新の情報が確認できること)
- ⑤ 対象住宅に係る契約書の写し
(中古住宅・住宅跡地の購入費の内訳がわかるもの)
- ⑥ 対象住宅に係る土地・建物の登記事項証明書
(※ 最新の情報が確認できること)
- ⑦ 対象住宅の日付入り写真(外観)
- ⑧ 振込口座の写し(表紙と1ページ目)
- ⑨ 債権者登録依頼書

※ 上記以外の書類の提出を求める場合があります。

2. 住宅跡地を購入し、新築してお住まいの方

- ① 直方市住宅取得費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号の1)

- ② 同意兼誓約書(様式第1号の2)
- ③ 居住する方全員の戸籍の附票
(※ 最新の情報が確認できること)
- ④ 居住する方全員の住民票
(※ 最新の情報が確認できること)
- ⑤ 対象住宅に係る契約書の写し
(住宅跡地の購入費、建築費等の内訳がわかるもの)
- ⑥ 対象住宅に係る土地・建物の登記事項証明書
(※ 最新の情報が確認できること)
- ⑦ 対象住宅の日付入り写真(建築前住宅跡地、新築着工中、新築完成後)
- ⑧ 振込口座の写し(表紙と1ページ目)
- ⑨ 債権者登録依頼書

※ 上記以外の書類の提出を求める場合があります。

3. 中古住宅を購入後に解体し、新築してお住まいの方

- ① 直方市住宅取得費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号の1)
- ② 同意兼誓約書(様式第1号の2)
- ③ 居住する方全員の戸籍の附票
(※ 最新の情報が確認できること)
- ④ 居住する方全員の住民票
(※ 最新の情報が確認できること)
- ⑤ 対象住宅に係る契約書の写し
(中古住宅の購入費、解体費、建築費等の内訳がわかるもの)
- ⑥ 購入した中古住宅の閉鎖謄本及び新築住宅の土地・建物の登記事項証明書
(※ 最新の情報が確認できること)
- ⑦ 対象住宅の日付入り写真(解体前中古住宅、解体後、新築着工中、新築完成後)

- ⑧ 建設業法に基づく建設業許可証（建築・土木・解体）又は建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録書の写し
- ⑨ 産業廃棄物管理表（マニフェストE票）の写し
- ⑩ 振込口座の写し（表紙と1ページ目）
- ⑪ 債権者登録依頼書

※ 上記以外の書類の提出を求める場合があります。

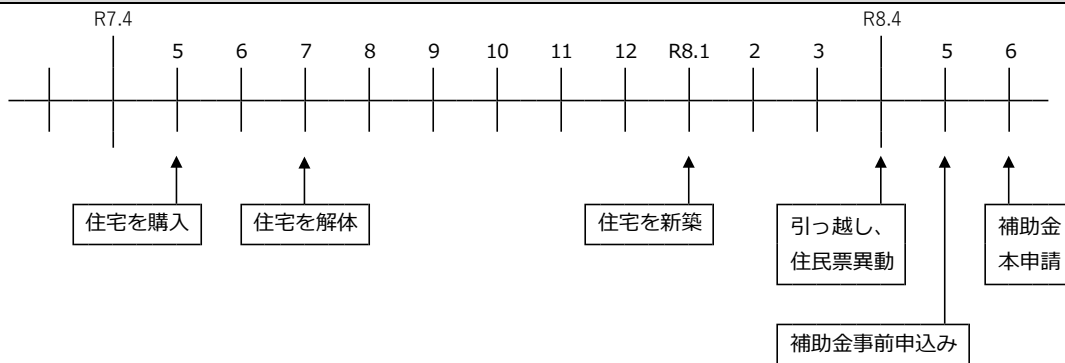
補助金の支払い方法

補助金は申請者へ支払います。

申請受付

事業実施年度の開始日から同年度の1月末日（閉庁日を除く）

手続きイメージ（中古住宅を購入後に解体し、新築した場合）



手続きの流れ

